

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」 を踏まえた各種預金規定の改定について

令和元年11月29日

荻山口信用金庫では、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、各種預金規定について、以下の条項を新設、追加等する改定を行うことになりましたので、お知らせいたします。

各種預金規定の改定後は、過去にご確認させていただいたお客さまの情報やお取引の目的等について、窓口や郵便等を通じ、定期的にご確認させていただく場合がございます。

なお、各種質問への回答や依頼した資料の提出について、適切にご対応いただけない場合には、お客さまとお取引を制限等させていただく場合がございます。

※ 改定後の預金規定は、すでにお取引をいただいているお客さまにも適用されます。

1. 改定内容（普通預金規定以外の預金規定においても同様の改定を行います）

普通預金規定の共通規定（抜粋） 「取引の制限等」条項の新設

6条【取引の制限等】

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届出てください。なお、届出のあった在留期間が経過した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

普通預金規定の共通規定（抜粋） 「解約等」条項の一部追加・変更（下線部を追加・変更）

7条【解約等】

- (1) (略)
- (2) 次の各号のいずれかに該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3) ~ (5) (略)

8条~11条 (略) <(注) 6条新設により現行規定の6条以降の規定が繰り下がります。>

2. 改定する預金規定

普通預金規定・無利息型普通預金規定、定期性総合口座取引規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定の共通規定及び当座勘定規定

3. 適用開始日

令和2年3月1日